定　款

　 一般社団法人高砂市観光交流ビューロー

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　平成２９年１０月　３日 作成

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　２９年１１月１５日 変更

一般社団法人高砂市観光交流ビューロー定款

1. **総則**

(名称)

1. 当法人は、一般社団法人高砂市観光交流ビューローと称する。

(事務所)

1. 当法人は、主たる事務所を兵庫県高砂市に置く。

(目的)

1. 当法人は、高砂市の持つ様々な魅力を発信することで、観光、交流及び誘客事業を推進し、も

って地域の活性化及び文化の向上並びに愛着と誇りのもてるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第４条　当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

（１）観光、交流及び誘客事業の推進等に関すること

（２）郷土芸能文化の広報及び促進に関すること

（３）物産品及び観光土産品等のＰＲ及び販売事業に関すること

（４）ブライダル都市および夫婦和合結びのまち作りの推進事業に関すること

（５）街並み保存に関する事業

（６）映画、ドラマ、ＣＭ及びＰＶ等の撮影誘致及び撮影支援に関すること

（７）国、県、又は市等からの受託事業の実施に関すること

（８）市内外における観光、交流及び誘客団体との連携及び協調に関すること

（９）その他当法人の目的を達成するために必要な事業に関すること

1. **会員**

 (会員)

 第５条　当法人は、第３条に揚げる目的に賛同し、入会した個人、法人又は団体を会員とする。

２　前項の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「法」という）上の社員とする。

 (会員の資格の取得)

第６条 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

 (会費)

第７条　会員は、当法人の目的を達成するための事業活動に生じる費用に充てるため、社員総会において決定した別に定める額を納入しなければならない。

 (会員の資格の喪失)

 第８条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. １年以上会費を滞納したとき。
4. 禁固以上の刑に処されたとき。
5. 除名されたとき。

 (任意退会)

 第９条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、第７条に規定する会費のうち既に納入されたものについては、返金しない。

 (除名)

第１０条　会員が各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の法令に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。
4. **社員総会**

 (権限)

 第１１条　社員総会は、次の各号に揚げる事項について決議する。

1. 重要な財産の全部又は一部の処分
2. 解散及び残余財産の処分
3. 会費の額
4. 前各号に定めるもののほか、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

 (開催)

第１２条　当法人の社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とする。

２　定時社員総会は、毎事業年度終了の翌日から３か月以内に理事長が招集し、臨時社員総会は必要に応じて随時理事長が招集する。

 (議長)

第１３条　社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

 (議決権)

第１４条　社員総会における議決権は、会員１名につき１個とする。

 (決議)

 第１５条　社員総会の決議は、総社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって行う。

 ２　理事又は監事を選任するに際しては、各候補者について前項の決議を行わなければならない。

 (社員総会の議事録)

 第１６条　社員総会の議事については、議事録を作成する。

 ２　議長及び出席した理事の中から選出された２名以上の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印す

 る。

 ３　第１項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に社員総会の日から１０年間備え置くものと

 する。

1. **役員等**

 (役員の配置)

第１７条　当法人に、次の役員を置く。

1. 理事３名以上１５名以内
2. 監事２名以内

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち３名を副理事長とする。

 (理事長及び副理事長の選任)

　第１８条　理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

　２　理事のうち、理事のいずれかの１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

 （理事等の職務権限）

 第１９条 　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

 ２ 理事長は、当法人を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

３ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。ただし、その残存期間が１年以上あるときは、速やかに新たな理事長を選定するものとする。

 ４ 理事長及び副理事長は１事業年度につき４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

 (理事及び監事の任期)

第２０条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

３　理事又は監事が第１７条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで理事又は監事としての職務を行う。

 (顧問及び相談役)

　第２１条　当法人に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

　２　顧問及び相談役は、理事会において任期を定めたうえで理事の同意を得て理事長が委嘱する。

　３　顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じ、理事会において意見を述べることができる。

　４　顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うため要する経費の支払いをするこ

とができる。

1. **理事会**

 （構成）

　第２２条　当法人に理事会を置く。

　２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

　３　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

 (権限)

　第２３条　理事会は、次の各号に揚げる職務を行う。

1. 会員の承認
2. 顧問及び相談役の任期の決定
3. 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
4. 規則の制定、変更及び廃止
5. 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定める事項

 (種類及び開催)

 第２４条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の２種とする。

　２　通常理事会は、毎事業年度２回以上開催する。

　３　前号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定めるとき。

 (理事会の招集)

第２５条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対して、開会日の１週間前までに発する。ただし、緊

 急を要する場合は更に短縮することができる。

 (理事会の決議)

第２６条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除き、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

 (議事録)

 第２７条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければばらない。

1. **部会等の設置**

　(部会等)

　第２８条　当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により部会等を設

　　置することが出来る。

　２　部会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

1. **基金**

 (基金の拠出)

 第２９条　当法人は、会員又は第三者に対し、法第１３１条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

　２　基金の募集、申込、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

　３　拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

　４　基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

1. **資産及び会計**

 (事業年度)

 第３０条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までとする。

 (事業計画及び収支予算)

 第３１条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成して理事会の承認を経たのち社員総会の承認を受けなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

1. **定款の変更等**

 (定款変更)

第３２条　この定款は、社員総会において、総社員の３分の２以上の決議をもって変更することがで

　きる。

 (剰余金の非分配)

第３３条　この法人は剰余金の分配は行わない。

 (残余財産の帰属)

　第３４条　当法人が精算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成１８年法律第４９号)第５条第１７号イからトまでに揚げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**第１０章　事務局**

 (設置等)

　第３５条　当法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

　２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

　３　事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

　４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

**第１１章　公告の方法**

(公告)

第３６条　当法人の公告は、電子公告により行う。

**第１２章**　**附則**

 (定款に定めの無い事項)

　第３７条　この定款及び法令に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

　　　　以上、一般社団法人高砂市観光交流ビューローの現行定款に相違ありません。

　　　　平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　兵庫県高